

内閣法制局

憲法解釈変更公文書なし

議事録など 歴史的検証困難に

内閣法制局が、昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権行使を可能とする憲法9条の解釈変更をめぐり、内部検討の経緯を示した議事録などの資料を公文書として残していないことが28日、分かった。法制局関係者が明らかにした。歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使がどのような検討を経て認められたかを歴史的に検証することが困難となり、憲法と、法令や閣議決定の整合性を審査する法制局の姿勢が問われそうだ。

関係者によると、閣議決定に関連する公文書として保存しているのは①安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の資料②自民、公明両党による与党協議会の資料③閣議決定の原

案の3種類。憲法解釈変更をめぐり、閣議決定前日の昨年6月30日に国家安全保障局が原案を法制局に送り、法制局は翌7月1日に「意見はない」と回答した。

横皇裕介内閣法制局長官は閣議決定後の同年7月15日の

参院予算委員会で、2013年2月に安保法制懇が再開して以降、「部内でも9条に関する過去の国会答弁や質問主意書、答弁書などの政府見解を精査していた」と説明していた。

菅義偉官房長官は28日の記者会見で「公文書管理法に基づき、適正に文書を保有して

内閣法制局 法制面から内閣を補佐する政府機関。憲法解釈や政策をめぐる法律問題で意見を述べ、政府が提出する法案や政令案、条約案が憲法に違反していないかなどを審査する。トップの内閣法制局長官には次長

を経て就任するのが慣例だったが、安倍晋三首相は2013年8月、駐フランス大使で、集団的自衛権行使を認める憲法解釈変更に前向きな外務省出身の小松一郎氏を登用。小松氏が体調不良で退任し、昨年5月に後任として横皇裕介内閣法制次長を充てた。

と法制局側が懸念した可能性がある。

9/29 福井